

日本エネルギー法研究所月報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN



第254号

【目 次】

携帯電話契約と独禁法…………… 1	
舟 田 正 之	
国際原子力法スクール (International School of Nuclear Law: I S N L) 2018参加等報告…………… 4	
高 橋 一 正	
勢 藤 耕 平	

研究班の動き…………… 6
マンスリー・トピック…………… 6
新着図書案内…………… 7

携帯電話契約と独禁法

立教大学名誉教授 舟田 正之

はじめに

携帯電話契約については、セット割や「2年縛り」などの独特の契約形態に関し、以前から電気通信事業法・独禁法・消費者法の観点からの議論が繰り返行われてきた¹。これらの契約形態は、電力小売の全面自由化（2016年）を契機として、電力小売取引にも持ち込まれ、電力と通信のセット割や期間拘束契約が多様に展開されている²。

公正取引委員会（以下、「公取委」と略記）は、今年6月、「携帯電話市場における競争政策上の課題について」（以下、「平成30年度調査」と略記）、翌7月に、「携帯電話事業者との契約に係るアップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」を公表した。これらは、2年前の公取委「携帯電話市場における競争政策上の課題について」（以下、「平成28年度調査」と略記）のフォロ

ーアップという面のほか新規の調査等も含んでいる³。

他方で、携帯電話の料金水準が高すぎるのではないかという問題は、2015年、安倍首相の発言が発端となり、総務省において検討が行われ、一定の制度整備が行われた⁴。最近も今年8月、菅官房長官が講演で「携帯電話料金は4割程度下げる余地がある」、「競争が働いていない」、と述べたことが波紋を呼んでいる。

上記の2つの問題は微妙に関連しているが、この小論では、これら公取委の調査等をもとに、前者（契約形態）と独禁法の関係について簡単にみておきたい。

I 通信と端末のセット販売

公取委の前記「平成28年度調査」によれば、MN Oたる携帯3社においては、端末価格の大部分を毎

月の通信料金から値引きするセット販売（＝セット割。ここでは実質0円端末販売を指す）が常態化している。この「販売方法が、MVNOの新規参入を阻害し、又はMVNOの事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占等）。この場合、MNO相互の意思の連絡が無く、MNO各社の個別の判断に基づくものであったとしても、それぞれの行為が独占禁止法上問題となるおそれがある」⁵。

この実質0円端末等の販売方法については、総務省のガイドライン（2016年4月策定。注4参照）の実施によって、端末価格はある程度上昇したが、「平成30年度調査」によれば、セット割は依然として行われており、また、セット割のないプランが導入されたが、必ずしも汎用的なプランにはなっていない。

MNO3社は、ほぼ同様のセット販売を実施しており、これは高度寡占市場におけるいわゆる「意識的並行行為」に当たる。この場合、彼らの間で意思の連絡がなく違法なカルテルとは認められなくても、「排除」による私的独占に該当するおそれがある、とされたわけである（独禁法3条前段）。この「排除」については、近年の2つの最高裁判決（NTT東日本私的独占事件とJASRAC事件）によって、「人為性」と「排除効果」をみるという立場が固まりつつある。

仮にこのセット割が不当廉売に当たらないと解するとしても、資金力のないMVNOは、これに対して到底対抗することができないので、これらを「人為的」な同調的参入阻止行為として私的独占における「排除」に当たる可能性があるとして解される。

Ⅱ 2年縛り、4年縛り（期間拘束・自動更新付契約）

MNO3社は、2年間の通信契約の継続利用を条件として、月々の通信料金を割引するプランを提供している。この契約期間中に利用者が契約を解除する場合は、契約解除料（9,500円）を支払う必要があり、また、契約期間を終えると、利用者からの申し出がない限り、自動的に継続される（期間拘束・自動更新付契約。いわゆる「2年縛り」）。

これに関し、「平成28年度調査」は、MNOが、

ユーザーに対して長期契約の割安料金を提示し、ユーザーが中途解約することが困難な程度に契約解除料を不当に高く設定する場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）、とした。今回の「平成30年度調査」は、全体としてみて利用者を2年間拘束すること以外に合理的な目的はないと判断される場合であって、他の事業者の事業活動を困難にさせるときには、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）、と述べる。

さらに、KDDIとソフトバンクは、2017年以降、端末を4年（48回）の割賦払いとし、一定期間経過後、旧端末を下取りに出すこと、新端末についても同プログラムに加入すること等を条件に最大2年（24回分）の端末の残債を免除するプログラムを導入した（「4年縛り」）。

4年縛りは、3社のうちの2社が採用しているに過ぎず、シェアでトップのドコモが採用していないので、市場支配力の行使に当たるとみることが困難かもしれない。しかし、取引妨害等の不公正な取引方法であれば、「競争の減殺」で足りるので、MNO2社による4年縛りを問題にする余地がある。

「平成30年度調査」は、4年縛りにつき、2年縛りよりも消費者の選択権を事実上奪う程度が強いと述べる。タテの拘束が強ければ強いほど、ヨコの競争を減殺する程度も強まるのが一般であろう。

また、「平成30年度調査」は、諸行為の累積的效果につき次のように述べる。「利用者のスイッチングコストを高める行為（SIMロック、2年縛り、4年縛り及びその他解約の際の費用を高める行為）は、それぞれ単体の行為でも独占禁止法上問題となり得るが、このような行為が組み合わされる場合には、それぞれの行為に基づき発生する競争者排除効果が累積的に増幅され、独占禁止法上問題となるおそれが一層高まる（私的独占、取引妨害等）」。

この累積的效果を重視する観点からは、競争を減殺するおそれを認める方向に向かうであろう。

Ⅲ セット割と消費者の誤認

「平成30年度調査」において行われた消費者アンケートについて、1点だけ特筆すべきこととして、アンケートの質問のなかに、「iPhone8（64GB）を使

用する場合の2年間の支払総額の比較」, など, 具体的な比較例を出して答えてもらうという箇所がある。この種の比較を明確に示し, アンケートで質問したことはこれまでなかったと思われる。

本調査は, 具体的な提案として, 「MNO各社は少なくとも期間拘束契約をする場合には, 当該期間において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費者に示すことが望ましい。また, 契約の更新時においても同様に, 更新後の拘束期間中において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費者に示すことが望ましい」, と指摘している。

ぎまんの顧客誘引(一般指定8項)及び景表法における有利誤認に関する法規制(5条2号等)からみて, 妥当な考え方である。

IV アップルとMNO3社の間の”iPhone Agreement”

公取委の発表によれば, アップル社は, MNO3社に対し端末購入補助を行うことを義務付け, 各社ごとに具体的な最低額が合意されていた。アップル社は公取委の指摘に応じて, 補助金の提供義務のない新プランの提供が可能になるよう, これらの合意を改定し, 公取委はこれにより独占禁止法違反の疑いを解消するものと判断した。

詳細は不明であるが, 1点だけ指摘しておく。端末購入補助に基づく通信と端末のセット割がアップル社の強い要求によるものであったとしても, MNO3社のセット割に係る行為が独禁法違反とはなら

ないということではないであろう。これは, 「真の行為者は誰か」という問題の1つであるが, 対販売店・対消費者の諸行為については, MNO3社自身の責任とされるべきであろう。そのことと別に, アップルのMNO3社に対する行為につき, 独禁法違反の有無を検討すべきことであると考えられる。

【注】

¹ 参照, 舟田「スマートフォンのサービス構造と通信市場の適正化」現代消費者法25号12頁以下(2014), 舟田「携帯電話の料金その他の提供条件」公正取引788号42頁以下(2016)。

² 舟田「電力会社と移動通信キャリアによる『セット割』」日本エネルギー法研究所報告書『電力自由化による新たな法的課題—独占禁止法・競争政策の観点から—』3頁以下(2016)参照。

³ 「平成30年度調査」については, 藤井宣明「携帯電話市場における競争政策上の課題について」公正取引814号44頁以下(2018)を参照。

⁴ 総務省「端末購入補助の適正化に関するガイドライン」, 「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」(2016年)。前者は2017年, SIMロック解除も含め, 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」として改正(現行は2018年8月改正)。

⁵ MNO(Mobile Network Operator)は, 移動体通信サービスに係る無線局免許を受け, 当該設備を開設・運用する携帯3社を指す。これに対し, MVNO(Mobile Virtual Network Operator)は, 無線局を開設・運用せず, 移動体通信サービスを提供する事業者を指す。

(ふなだ・まさゆき=立教大学名誉教授)

国際原子力法スクール (International School of Nuclear Law: I S N L) 2018参加等報告

研究員 高橋 一正

研究員 勢藤 耕平

1. はじめに

2018年8月27日から9月7日までの2週間にわたって、フランス・モンペリエにて開催された国際原子力法スクール (I S N L) に、当研究所から我々2名が参加した。また、9月10日にはOECD/NEA (経済協力開発機構/原子力機関) 及び海外電力調査会欧州事務所を訪問したため、以下にその概要を報告する。

2. I S N L 2018について

(1) スクールの概要

I S N L は、原子力の平和利用に関連する法について、国際的視点から包括的、集中的に学ぶ場として、OECD/NEAとモンペリエ第一大学が2001年から共催しているもので、本年が18回目の開催になる。主な参加者は、原子力に関連する政府機関、民間、法曹界等の若手であり、約40カ国から61名が出席した。講師陣には、IAEA、OECD/NEA等の国際機関、各国の原子力規制機関、事業者等から原子力における各分野の専門家が招かれ、原子力に関して幅広い内容をテーマとする教育プログラムが組まれた。

(2) カリキュラムと進め方

カリキュラムは、原子力安全 (Safety)、核セキュリティ (Security)、核不拡散・保障措置 (Safeguards) の3Sを軸とし、原子力法制の枠組を国際的な視野から網羅する内容で、国内の原子力法制との関連性を確認できる良い機会にもなった。合計10日間にわたるカリキュラムの概要は、以下のとおりである。

- 第1日 原子力法概論、各国際機関の役割、核燃料サイクルと原子力エネルギーの経済展望
- 第2日 放射線防護、原子力事故の原子力法への影響、原子力安全条約
- 第3日 原子力規制とライセンス、ウラン取引・採鉱・輸送・管理への規制

- 第4日 環境保護、放射性廃棄物管理
- 第5日 廃止措置に係る法的課題、廃棄物等合同条約
- 第6日 核物質輸送の規制枠組み、核テロリズムへの法的枠組み
- 第7日 核兵器不拡散条約、保障措置、包括的核実験禁止条約
- 第8日 原子力損害に対する責任と補償、原子力保険
- 第9日 国際取引、原子力プロジェクトの推進
- 第10日 原子力法における最新動向



(I S N Lにて) 講義の様子

カリキュラムは、講師による講義、パネルディスカッション、グループディスカッション等によって構成される。講義においては、受講者からの質問や意見が相次ぎ、活発な議論が行われた。

また、7日目のパネルディスカッションには、オーストリアのKarin Kneissl外相がパネリストとして参加し、ディスカッションを通じて、貴重な話を伺うことができた。

グループディスカッションにおいては、「仮想国の原子力安全条約の遵守について」や「廃棄物等合同条約の改正の提案」等をテーマに、他の受講者と討議を行った。それぞれの考え方の違いから、結論を出すことが難しく、カリキュラム外の時間も利用し、長時間の議論を行った。

なお、このスクールでは、受講者同士の人脈形成も重要視されており、講義終了後には、懇親パーティーや観光ツアー等、交流を促進するイベントも開催され、多数の参加者と交流を行った。他の参加者から日本の原子力発電所の稼働状況等について質問を受けることもあり、日本への関心は高いようであった。



(I S N Lにて) 参加者全員での記念撮影

3. OECD/NEA及び海外電力調査会の訪問

スクールの全カリキュラム終了後、パリに事務所を構えるOECD/NEA及び海外電力調査会欧州事務所を訪問し、意見交換を行った。OECD/NEAでは、舟木健太郎様にご対応いただき、NEAの活動状況を詳細に伺った。

また、海外電力調査会では、井上淳所長、山口浩臣様、後藤浩祐様、香川健太郎様、目黒元章様にご対応いただき、欧州電気事業制度の最近の動向について説明を受け、フランスのARENH制度（フラ

ンス大手電力会社であるEDFが原子力発電所で発電した電力の一部を他社に規制料金で売却する制度）の詳細や、欧州の電力業界におけるビッグデータの利活用状況等について伺った。



(海外電力調査会欧州事務所にて)

左から後藤様、香川様、目黒様、山口様、高橋研究員、勢藤研究員、井上所長

4. おわりに

当研究所ではI S N L参加後、ディプロマの取得を目標としており、昨年度はI S N Lに参加した研究員2名が取得した。今年度もディプロマの取得に向け、課題に取り組む予定である。

今回の海外出張を通じ、各国の原子力事業に携わる方々と交流できたことは、日本国内では得ることができない貴重な経験となった。I S N Lで学んだこと、そして諸外国の原子力業界関係者等との交流で得た知識や人脈を今後の業務の中で生かしていきたい。

最後に、ご多忙の中、快く訪問を受け入れていただいた皆さまや、出張にあたりお世話いただいた皆さまに、この場を借りて深く感謝を申し上げたい。

研究班の動き

(8・9月)

環境に関する法的論点検討班

8月2日の第10回研究会では、下村研究委員より「環境法の気候変動適応への寄与・関与」というテーマでご報告をいただいた。主にアメリカ環境法学界における気候変動適応関連の議論の概況に関する報告と質疑応答が行われたほか、日本において本年6月に成立した気候変動適応法の概要についてもご報告をいただき、その問題点について議論した。

公益事業に関する規制と競争政策検討班

9月28日の第13回研究会では、上智大学法学部教授の古城誠様（ゲストスピーカー）より「安定供給と容量市場」というテーマでご報告をいただいた。日本における容量市場の導入に至る経緯や、先行して既にオークションが行われているイギリスの容量市場の現状と評価をご説明いただき、補助金を支給する仕組みとしての容量市場の見方や、市場管理者の役割、今後の日本の容量市場の展望等について検討した。

再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班

本研究班は、前回までの「再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班」を継承し、今後の再生可能エネルギーのさらなる導入拡大に向けた法的論点

について広く研究を行うものである。

9月19日の第1回研究会では、電力中央研究所社会経済研究所主任研究員の星野光様及び上席研究員の朝野賢司様（いずれもゲストスピーカー）より「コネクト&マネージに関する国内外の動向」というテーマでご報告をいただいた。再生可能エネルギー電源の大量導入に向けた手段として注目されている「日本版コネクト&マネージ」について、海外における再生可能エネルギー電源の系統接続に関する枠組みとの比較を交えながらご説明いただき、「日本版コネクト&マネージ」におけるメリット・デメリットについて検討した。

原子力安全に関する法制度検討班

9月25日の第13回研究会では、日本原子力研究開発機構理事長シニアアシスタントの佐賀山豊様（ゲストスピーカー）より「高速炉サイクルの現状と課題」というテーマでご報告をいただいた。高速炉サイクル開発を行う意義、海外各国における高速炉開発の動向、日本における高速炉政策の方向性についてご説明いただいた後、自然災害の多い日本において高速炉を導入する場合に軽水炉の安全規制と比較して、どのような対策が求められるのかについて議論した。

マンスリー・トピック

(8・9月)

- ・ 8月6日 原子力損害賠償制度専門部会、賠償措置額の見直し先送り
- ・ 9月6日 北海道胆振東部地震、道内全域約295万戸が停電

- ・ 9月25日 広島高裁、伊方原子力発電所3号機の運転差し止め取り消し
- ・ 9月28日 経産省、「電力の小売営業に関する指針」を改定

新着図書案内

（8・9月）

書名	著者	出版社
行政行為と司法的統制——日仏比較法の視点から	亘理 格	有斐閣
アメリカ行政法	リチャード・J・ピアース・Jr. ／正木 宏長 訳	勁草書房
日中電力産業の規制改革 ー競争政策からみた自由化への歩みー	李 慧敏	早稲田大学出版部

日本エネルギー法研究所月報（隔月発行）

2018. 10. 31 Vol. 254

編集発行 日本エネルギー法研究所 月報編集委員会
〒141-0031 東京都品川区西五反田七丁目9番2号
KDX五反田ビル8F
電 話 03-6420-0902（代）
U R L <http://www.jeli.gr.jp/>
e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp
印 刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。